

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人太養保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年2月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 外部の専門家を活用した経営改善計画を策定するなど、経営状況の改善のための具体的な検討を行うこと。
- ・ 理事長による職務執行報告を必ず行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況についての報告（以下「職務執行報告」という。）を理事会に行わなければならないにもかかわらず、令和4年度及び令和5年度において、職務執行報告が全く行われていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、理事会に対し職務執行報告を行うこと。</p> <p>なお、本件は毎年度累次にわたり文書指摘をしており、昨年度の文書指摘では、貴法人は、「令和5年度から必ず実施する。コロナ禍であったことにより理事会の開催を躊躇していたが、このことは当法人の認識不足によるものと反省している。」旨の回答をしているものの改善されていない。</p> <p>理事長は、本件指摘事項に対する具体的な是正・改善のための方策を当庁に対して報告するとともに、各理事（理事長を除く。）は、過去複数回にわたり本件指摘が行われていることを十分に認識し、適正な職務執行報告がなされるか理事会で監督すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の14第9項により準用する 一般法人法第98条） （法第45条の16第3項） （定款第17条第3項）</p>	
2	<p>経常増減差額に赤字が生じており、数年中に支払資金（当期末支払資金残高）が枯渇するおそれがある。また、欠損金（次期繰越活動増減差額の赤字をいう。）が増加している状況にあり、令和5年度決算にて債務超過となるおそれもある。</p> <p>ついては、外部の専門家を活用した経営改善</p>	

	<p>計画を策定するなど、理事会で経営状況の改善のための具体的な検討を行い、その結果を当庁に報告すること。</p> <p>なお、貴法人の運営に際し、理事兼園長が私財を投じ経営の安定化を図ろうとしているところ、法人経営の責任は等しく理事全員が負うものであることから、経営状況の改善に向け、理事会で真摯な検討を行うこと。</p> <p>さらに、監事は、理事の職務執行を監査する権限を有すること、また、評議員は、議決機関として社会福祉法人の重要事項を審議し、理事及び監事の選任及び解任の権限を有するとともに、監事及び評議員はそれぞれ社会福祉法人からの委任に基づき善管注意義務を負うことから、監事及び評議員は、理事会が経営改善のための検討を行っているか監督する責務を負っていることを十分に認識すること。</p> <p>(法第25条、第38条) (定款第23条、第24条)</p>	
3	<p>附属明細書について、借入金明細書の役員等長期借入金の期首残高（0円）が貸借対照表の前年度末残高（3,128,034円）と一致していなかった。これは記入誤りが原因であると推察される。</p> <p>ついては、附属明細書の作成にあつては、計算書類との整合性を図った上で、適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条) (運用上の取扱い26(1))</p>	